

富山県こどもみらい館の指定管理候補予定者の選定結果について

1 指定管理者制度を募集した公の施設

- (1) 名 称 富山県こどもみらい館
(2) 所在地 射水市黒河字高山 4774-6

2 指定管理者の募集概要

(1) 指定管理者に実施させる主な業務

- ① こどもみらい館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② こどもみらい館における次に掲げる事業に関する業務
 - ・遊びに関する施設及び設備を設置して、児童の利用に供すること。
 - ・児童に対し、集団活動の機会を提供すること
 - ・遊具、模型、図書、DVD等を収集し、これらを展示し、又は児童の利用に供すること。
 - ・児童の健全な育成に関する講演会、講習会、研究会、映写会等を開催すること。
 - ・児童の健全な育成に関する情報を収集し、及び提供すること。
 - ・児童の健全な育成に関する調査研究を行うこと。
 - ・児童の健全な育成に資する活動を担う指導者を育成すること。
 - ・地域の児童館等の運営及びこれら相互の連携に関し必要な指導又は助言をすること。 等
- ③ こどもみらい館の研修室等の利用の承認に関する業務
- ④ こどもみらい館の研修室等の使用料及び観覧料の徴収に関する業務

(2) 指定期間

5年間（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

3 公募状況

- (1) 申請者数 1 者
(2) 申 請 者 公益財団法人富山県民福祉公園

4 選定結果

令和6年10月22日に開催した富山県こどもみらい館指定管理者候補選定委員会において審査した結果、次のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

審査基準 <配点> (合格基準点)	1 県民の 平等な 利用の 確保	2 公の施設の 効用の最大限の 発揮	3 施設の効率的 な管理	4 公の施設の管 理を適正かつ 確実にを行うた めの財産的基 礎及び人的構 成	得点合計
申請者		<360点> (216点)	<120点> (72点)	<120点> (72点)	<600点> (360点)
(公財)富山県民福祉公園	適	295	72	90	457

指定管理候補予定者：(公財)富山県民福祉公園

審査の概要

今回の指定管理については、申請者が1者のみであったため、審査基準（審査基準1を除く。）を細分化した審査基準ごとに配点の6割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補者として選定することとした。

○審査基準1については、県民の平等な利用が確保されていると評価された。

○審査基準2については、数々の遊びプログラムの実施や造形プログラムなど体験を通して学ぶことができるこども、子育て文化の拠点として、こどもの育成環境の充実に取り組む意欲が評価された。

○審査基準3については、管理経費の上限額の範囲内となっており、適正と評価された。

○審査基準4については、これまでの良好な管理実績に加え、実施体制面で安定的な管理運営が可能である点等が高く評価された。

(総評)

全ての審査項目において、申請者が1者の場合における合格基準（6割以上）を満たしている。

また、現指定管理者としてのこれまでの実績やノウハウ、業務遂行能力を活かすとともに必要な改善を加えた提案をし、総合的に評価された。